

第68号議案

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の件

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように制定する。

令和2年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月
条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

日額 12,800円。ただし、公職 選挙法（昭和25年法律第100号） 第40条第1項ただし書の規定に より投票所を開く時刻を繰り下 げ、又は閉じる時刻を繰り上げ たことにより職務時間を短縮す る場合は、任命権者が定める額 を減額した額
日額 11,300円

を

」

「

日額 12,800円。ただし、公職 選挙法（昭和25年法律第100号） 第40条第1項ただし書の規定に より投票所を開く時刻を繰り下 げ、又は閉じる時刻を繰り上げ

たことにより職務時間を短縮する
場合、職務時間内に交替する
場合その他職務時間を短縮する
場合は、任命権者が定める額を
減額した額

に、

日額 11,300円。ただし、職務
時間内に交替する場合その他職
務時間を短縮する場合は、任命
権者が定める額を減額した額

「
日額 9,600円。ただし、立会時
間内に交替する場合その他立会
時間を短縮する場合は、9,600円
を超えない範囲内で任命権者が
定める額

を

「
日額 9,600円。ただし、立会時
間内に交替する場合その他立会
時間を短縮する場合は、任命権
者が定める額を減額した額

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第95条の規定による投票（以下「選挙等」という。）について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙等については、なお従前の例による。

理 由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の改正等に伴い，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表（第2条，第3条関係）

区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略
略	略	略
投票所の投票管理者	<u>日額 12,800円。</u> <u>ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げたことにより職務時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額</u>	略
期日前投票所の投票管理者	<u>日額 11,300円</u>	

	<u>日額 12,800円。</u> <u>ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げたことにより職務時間を短縮する場合は、職務時間内に交替する場合その他職務時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額</u>	
	<u>日額 11,300円。</u> <u>ただし、職務時間内に交替する場合その他職務時間を短縮する場合は、</u>	

略	略	
期日前投票 所の投票立 会人	<u>日額 9,600円。</u> <u>ただし、立会時間 内に交替する場合 その他立会時間を 短縮する場合は、 9,600円を超えな い範囲内で任命権 者が定める額</u>	
略	略	
略	略	略

	<u>任命権者が定める 額を減額した額</u>	
	<u>日額 9,600円。</u> <u>ただし、立会時間 内に交替する場合 その他立会時間を 短縮する場合は、 任命権者が定める 額を減額した額</u>	

【第 68 号議案】「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」 改正案の概要

1 改正の理由

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の改正により，投票管理者について交替制が可能となったことに伴い，特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例にて規定の整備を行う必要があるため。

2 主な改正内容

- ① 「投票所の投票管理者」及び「期日前投票所の投票管理者」の「報酬の額」のただし書において，投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者の職務時間内における交替時の報酬について規定する。
- ② 「期日前投票所の投票立会人」の「報酬の額」のただし書において，立会時間を短縮する場合の任命権者による額の定め方の表記を①と合わせる。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 適用区分

改正後の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙，最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第 95 条の規定による投票（以下「選挙等」という。）について適用し，施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙等については，なお従前の例による。